

(その1)

収 支 報 告 書

※該当箇所に すること。

〒116-0003

1 主たる事務所の所在地 東京都荒川区南千住4-7-3
404号

(ふりがな) こくみんみんしゅとうとうきょうとだい29くそうしふ

2 政治団体の名称 国民民主党東京都第29区総支部

3 代表者の氏名 樽井 良和

4 会計責任者の氏名 星川 尚

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	党
<input checked="" type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体	
<input type="checkbox"/> その他の政治団体	
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	
活動区域の区分	
東 京 都 内	

5 令和 5 年分

団体コード	0	3	4	0	0	3	3	0	4	B	2	0	1	1
前年繰越額														0 円

事務担当者の氏名 樽井 良和

電話番号 090-1016-4398

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 _____ (現・候)	
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____	

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 <u>樽井 良和</u>	
公職の種類 <u>衆議院議員</u> (現・ <input checked="" type="checkbox"/> 候)	

受付	審査	確認
	✓	
消込	パンチ	照合
⑧		



(※) 資金管理団体の指定の期間			
令和	年	月	日 から
令和	年	月	日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間			
令和	年	月	日 から
令和	年	月	日 まで

021950

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	3,600,000
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	3,600,000
支 出 総 額	3,600,000
翌年への繰越額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	国民民主党本部	300,000	R5/1/16	東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町	
2	国民民主党本部	300,000	R5/2/15	東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町	
3	国民民主党本部	300,000	R5/3/15	東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町	
4	国民民主党本部	300,000	R5/4/14	東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町	
5	国民民主党本部	300,000	R5/5/15	東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町	
6	国民民主党本部	300,000	R5/6/15	東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町	
7	国民民主党本部	300,000	R5/7/14	東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町	
8	国民民主党本部	300,000	R5/8/15	東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町	
9	国民民主党本部	300,000	R5/9/15	東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町	
10	国民民主党本部	300,000	R5/10/13	東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町	
11	国民民主党本部	300,000	R5/11/15	東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町	
12	国民民主党本部	300,000	R5/12/8	東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町	
13					
14					
15					
	この頁の小計	3,600,000			
	合 計	3,600,000			

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	932,889	0	
(2) 光 熱 水 費	21,740	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	263,014	0	
(4) 事 務 所 費	1,135,636	0	
小 計	2,353,279	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	173,840	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,068,881	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	1,068,881	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	4,000	0	
小 計	1,246,721	0	
合 計	3,600,000		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	21,740				
	合 計	21,740				

(その14)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			1. 光熱水費 ②. 備品・消耗品費 3. 事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)		支出を受けた者の住所(又は所在地)		備考
この頁の小計							
その他の支出	263,014						
合計	263,014						

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万円1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務所賃借料・家賃 2月分	104,500	R5/1/16	株式会社LIXILリアルティ	東京都台東区東上野6-9-3住友不動産上野ビル8号館1階	
2	事務所撤去クリーニング代	66,000	R5/3/16	株式会社LIXILリアルティ	東京都台東区東上野6-9-3住友不動産上野ビル8号館1階	
3	新事務所賃借料家賃・保険料・鍵	115,700	R5/4/26	株式会社ライフワン	埼玉県草加市高砂2-11-7草加駅前ビル4階	
4	自動車税	51,700	R5/5/31	岡山県備前県民局長	岡山県岡山市北区弓之町6-1	
5	事務所賃借料+補償費	75,750	R5/6/27	株式会社ライフワン	埼玉県草加市高砂2-11-7草加駅前ビル4階	
6	事務所賃借料+補償費	75,750	R5/7/27	株式会社ライフワン	埼玉県草加市高砂2-11-7草加駅前ビル4階	
7	事務所賃借料+補償費	75,750	R5/8/27	株式会社ライフワン	埼玉県草加市高砂2-11-7草加駅前ビル4階	
8	車検代	116,570	R5/9/26	株式会社ヤナギ	東京都足立区千住曙町37-33	
9	事務所賃借料+補償費	75,750	R5/9/27	株式会社ライフワン	埼玉県草加市高砂2-11-7草加駅前ビル4階	
10	事務所賃借料+補償費	75,750	R5/10/27	株式会社ライフワン	埼玉県草加市高砂2-11-7草加駅前ビル4階	
11	事務所賃借料+補償費	75,750	R5/11/27	株式会社ライフワン	埼玉県草加市高砂2-11-7草加駅前ビル4階	
12	事務所賃借料+補償費	75,750	R5/12/27	株式会社ライフワン	埼玉県草加市高砂2-11-7草加駅前ビル4階	
13						
14						
15						
	この頁の小計	984,720				
	その他の支出	150,916				
	合 計	1,135,636				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	旅費交通費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	新幹線代	13,870	R5/10/6	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目3番4号 JR東海太閤ビル	
2	新幹線代	13,870	R5/10/6	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目3番4号 JR東海太閤ビル	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	27,740				
	そ の 他 の 支 出	146,100				
	合 計	173,840				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	宣伝グッズ制作費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	のぼり代	10,838	R5/1/12	株式会社イタミアート	岡山市南区新保660-15	
2	ビラ印刷	31,270	R5/2/11	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
3	ポスター印刷	30,640	R5/4/9	東京カラー印刷株式会社	東京都足立区千住関屋町5-27	
4	ポスター用写真撮影	15,400	R5/5/31	表参道ステューディオ	東京都渋谷区神宮前5-20-1	
5	街宣車自動車税	34,500	R5/5/31	東京都都税総合事務センター	東京都練馬区豊玉北6-13-10	
6	街宣スポットライト用バッテリー	19,800	R5/5/31	li wen feng	九江水石路街2号1号楼701室东莞市常平镇广东省523570CN 中国	
7	看板取り付けのツッパリ棒	10,271	R5/6/6	コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1	
8	2つ折り名刺印刷	55,960	R5/6/15	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
9	ビラ印刷	53,060	R5/6/17	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
10	A2ポスター印刷	83,160	R5/6/17	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
11	街宣車オイル交換等	24,250	R5/6/28	東和興産株式会社	東京都荒川区南千住5-11-1	
12	A1ポスター印刷	171,600	R5/6/30	株式会社アイネット	千葉県市原市五井4946-1	
13	ビラ印刷・ポスターデザイン	55,000	R5/6/30	木寺士郎	神奈川県川崎市麻生区百合丘2-9-21 サニークレスト百合丘203	
14	街宣車車検・整備	162,780	R5/7/23	江澤自動車株式会社	東京都荒川区南千住3-9-9	
	この頁の小計	758,529				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	310,352				
	合 計	1,068,881				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		9. その他の経費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	会費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	4,000				
	合 計	4,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 3月 20日

政治団体の名称

国民民主党東京都第29区総支部

会計責任者の氏名

星川 尚



代表者の氏名


（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和6年3月19日

国民民主党東京都第29区総支部

代表 樽井 良和 殿

登録政治資金監査人 青山武嗣 
登録番号 5221号
研修終了年月日 平成29年4月26日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、国民民主党東京都第29区総支部の令和5年の法第12条第1項に規定する収支報告書並び当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、国民民主党東京都第29区総支部の主たる事務所において行った。
東京都荒川区南千住4-7-3 404号

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

国民民主党東京都第29区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。
以上